

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 資源循環推進課 | 整理番号 | 6-5 |
|---------------------------|--|---------|------|-----|
| 処分の種類 | 再生利用業者の指定の取消し | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第26条 | | | |
| 処分の概要 | 再生利用業者に対し、その指定を取り消す。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>1 行政処分の基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 別表に定める処分事由(以下「違反行為等」という。)が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する処分日数の合計によるものとし、その日数が90日を超えるときは取消処分とする。</p> <p>3 違反行為等により生活環境保全上支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは取消処分とする。</p> <p>※行政処分の基準(別表)は別紙</p> | | | |
| 基準の根拠 | 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領 (平成13年10月1日付け13廃第261号) | | | |